

食品の日付表示のあり方

(食品表示問題懇談会中間報告)

はじめに	2
1 現行の日付表示制度	3
(1) 製造年月日表示の導入	3
(2) JAS規格、品質表示基準における日付表示	3
2 日付表示制度を巡る最近の事情	4
(1) 日保ちについての情報提供の必要性	4
(2) 製造年月日表示を巡る食品の製造、流通上の問題	5
(3) 海外からの問題提起	6
(4) 日付表示制度見直しの必要性	7
3 今後の日付表示制度のあり方	8
(1) 日付表示制度見直しに当たっての基本的観点	8
① 消費者へのより適切な情報の提供	
② 国際化の現状への対応	
(2) 日付表示制度のあり方	9
① 期限表示の必要性	
② 製造年月日表示の取扱い等	
(3) 食品の特性と期限表示	10
① 品質が保たれるのが数日以内の食品	
② 品質が保たれるのが数日から数カ月の食品	
③ 品質が保たれるのが数カ月以上の食品	
④ 品質が保たれるのが数年以上の食品	
(4) 期限の適正な設定等	11
(5) 期限表示の用語・表現方法	12
(6) その他の留意すべき事項	12
① 他制度との調整	
② 普及啓発等	

はじめに

食品の表示については、消費者が食品の品質を識別し、合理的な商品選択や消費を行う上で不可欠なこと等から「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」、「食品衛生法」等の法令や地方自治体の条例により一定の事項について表示の義務付けや表示の禁止の措置が講じられている。

しかしながら、近年、消費者の鮮度志向、健康・安全志向等の高まり、大規模小売店舗等における商品管理の厳格化、輸入食品及び新食品の増大等を背景に、現行表示制度に対し、国内のみならず諸外国からも様々な見直し要請が寄せられている。

食品表示問題懇談会は、このような状況を踏まえ、食品表示のあり方につき様々な角度から検討を行うため、食品の製造・流通・消費等に関する学識経験者をメンバーとして、平成4年3月に設けられ、最初の個別検討事項として当面の課題である「食品の日付表示のあり方」を取り上げ、これについて平成4年7月以来検討を重ねてきた。

この報告は、食品の日付表示制度のあり方についての今日までの懇談会での検討結果を取りまとめたものである。

（参考）

食品表示問題懇談会委員

伊藤康江	消費科学連合会事務局長
伊藤礼史	野菜供給安定基金理事
内館 晟	日本生活協同組合連合会専務理事
岸 康彦	日本経済新聞社論説委員
小島康平	麻布大学名誉教授
杉伸一郎	(株)イトーヨーカ堂取締役食品事業部長
田中里子	東京都地域婦人団体連盟事務局長
種田泰典	雪印乳業(株)常務取締役
土原隆美	国家公務員等共済組合連合会常務理事
廣田 正	(株)菱食代表取締役社長
福場博保	昭和女子大学教授
藤原英子	前兵庫県立生活科学センター所長
武藤高義	味の素(株)常務取締役
(座長)渡辺 武	(財)競馬・農林水産情報衛星通信機構会長
和田正江	主婦連合会参与

(50音順)

1 現行の日付表示制度

(1) 製造年月日表示の導入

現行の食品の日付表示制度においては、製造年月日表示が原則とされているが、これは、昭和23年に食品衛生法及び同法施行規則が施行され、飲用牛乳、乳製品、ハム、ソーセージ、清涼飲料水、弁当、そう菜、缶詰、びん詰等に製造年月日の表示が義務付けられてからである。製造年月日表示の沿革は、戦後における米国向け輸出水産缶詰の品質面でのトラブルに端を発するGHQからのロット識別符号表示の押し入れに対応する措置として、当初輸出缶詰に導入され、これが、その後、食品衛生法において一般食品向けにも取り入れられることとなったものである。

食品衛生法による製造年月日表示の義務付けは、上述の沿革からも分かるように、食品衛生上の事故が生じた際に、その事故に係る食品を回収し、あるいは製造段階にまで遡及して原因を解明するための手掛りとするためである。また、同時に、消費者が製造年月日表示を基に食品の品質がいつまで保たれるかを自ら判断することにより、食品衛生上の事故を防止することに資するものでもある。

消費者としては、製造年月日表示は、日々の食品の購入や消費の際に判断の目安として利用することが多くなり、食品の日保ちや鮮度を自ら判断する上での重要な指標としての役割を果たすものとなっている。

更に、製造年月日表示は、製造・流通業者からは、商品の品質管理や在庫管理にも役立つものとして評価されている。

(2) JAS規格、品質表示基準における日付表示

一方、JAS法に基づくJAS規格についてみると、昭和20年代に制定された規格では表示の基準を規定していなかったが、昭和35年に「にせ牛缶問題」が発生したことなどを契機として、JAS規格においても、それまでの品質の改善、生産の合理化の視点に加え、表示の適正化の視点も重視するようになり、昭和36年以降は、JAS規格の中に表示の基準を規定し、日付については食品衛生法と同様に原則として製造年月日を表示することとなった。

品質表示基準制度は、昭和45年のJAS法改正で新たに設けられたもので、消費者の商品選択に資するため、政令で指定する品目については、JAS規格の表示の基準に準拠して定められる品質表示基準に基づき製造業者等は一定の事項を表示しなければならないとするものであるが、同基準においても、日付については、JAS規格と同様に原則として製造年月日を表示することとなっている。

また、昭和51年には、即席めん類のJAS規格及び品質表示基準の改正に際し、従来の製造年月日表示に加え、賞味期間及び保存方法の表示も行うこととされ、このような賞味期間及び保存方法の表示はこれまでに23品目の規格、基準に導入されている。更に、乾めん類等の一部に限られた品目については、製造年月日ではなく、賞味期限及び保存方法を表示する方式が導入されている。このような賞味期間又は賞味期限の表示の導入は、現在、合計で26品目の規格、基準について行われている。

2 日付表示制度を巡る最近の事情

(1) 日保ちについての情報提供の必要性

製造年月日表示は前記1-(1)で述べたような役割を果たしてきているが、近年、以下のように食品の製造、流通技術の進歩、国民の生活様式の変化等が進み、食品の品質がいつまで保たれるかという日保ちについての情報を消費者に提供することがますます必要とされるようになってきている。現実には、食品の製造業者、地方自治体等の消費者担当窓口には、食品の消費に当たって改めて確かめる必要の出た日保ちについて多くの問い合わせがなされている。

① 製造、流通技術の進歩

製造段階における殺菌技術や無菌包装技術の向上により従来は比較的短時間で変質していた食品が飛躍的に長期間もつようになった例（L牛乳、包装もち、生タイプLめん等）や低温流通システムの発達により従来は日保ちが短いと考えられていた食品が保存食品として流通するようになった例（チルドぎょうざ、チルドミートボール等）などに見られるように、食品の製造、流通技術の進歩により日保ちの程度が大きく変わった食品が

増えてきている。このため、消費者が、製造年月日表示を手掛りとして、従来の常識で日保ちの程度を適切に判断することが困難になってきており、このような状況は今後も進むものと見られる。

② 食品の家庭内保存の長期化

近年における国民の所得の向上、女性の社会進出等の社会情勢の変化を背景に、国民の食生活面においても大型の冷凍・冷蔵庫の普及、まとめ買いをする消費者の増加等の変化が進んでおり、食品の家庭内における保存期間は一般に長期化する傾向にある。

こうした状況の下では、長期に保存した食品を使用することが多くなるため、食品の日保ちについての情報がますます必要になってきている。

③ 食品の知識習得の機会の減少

従来は、家庭内での保存食品作りや調理等の機会を通じて食品の性質、経時変化の特徴等に関する知識の伝承が行われたが、最近では、加工食品の利用の増大などでそのような機会が減少している。また、小売段階においては小規模な商店の減少と大規模な量販店の増加がみられ、販売形態も対面販売からセルフ・サービス方式に変わってきており、買物の際に、専門的知識を有する販売業者から食品についての知識を得る機会が減少している。このように、現在では、食品の日保ちを判断する上で必要な食品の性質等についての知識を日常生活の中で習得していく機会が減少してきている。

(2) 製造年月日表示を巡る食品の製造、流通上の問題

製造年月日表示は、食品の製造日に着目するものであるため、消費者としては、食品の購入に当たって、できるだけ新しい日付のものを選ぶのが通常である。

こうした購買行動は、鮮度が重視される食品については合理的と考えられる。しかし、消費者のこうした購買行動に対応して、食品の特性と関係なく一般的に1日でも製造年月日の新しい商品を店頭提供しようとすることは、日付表示をセールス・ポイントとして扱おうとする販売面での競争が基本に